

為替会社の破綻処理をめぐって

同志社大学 鹿野嘉昭

維新政府は明治2年6月以降、内外商業の振興等を狙いとする通商司の下部組織として、通商会社と為替会社を全国8都市に各1社ずつ民間部門の協力を得て設立した。通商会社は内外商業の振興に携わることを、為替会社は通商会社への資金供給を媒介として商業、生産、金融の円滑化を図ることをそれぞれ目的としていた。為替会社は、政府からの貸し下げ金、兌換紙幣（為替会社札）の発行、預金の受け入れなどで調達した資金を原資に、通商会社向けの貸付、自ら行う直接貸付や為替の引き受け・決済などを行っていた。こうした業務内容を踏まえ、為替会社はわが国近代銀行の嚆矢とされている。

為替会社はまた、殖産興業政策の一翼を担う半官半民の組織として位置づけられ、政府による手厚い保護と多くの特権をもって経営されていた。しかし、明治5年11月に制定された国立銀行条例に基づき国立銀行以外の機関による紙幣発行が禁止され、為替会社札は流通停止となった。加えて、通商司の廃止、廃藩置県の実施など、為替会社を支えてきた政治経済的な基盤が大きく変化したことなどを主因として為替会社の業績も急速に悪化し、国立銀行に移行した横浜為替会社を除く為替会社7社は6年から7年にかけて次々と解散し、姿を消した。

為替会社7社の解散・整理に際し、政府には多額の損失補填資金の拠出が求められた。明治の初めに為替会社という金融機関の破綻処理が公的資金を伴って粛々と実施されていたのである。しかし、これまでのところ、その全体像および処分の詳細については十分解明されていない。本報告は、為替会社の整理・解社のありようを破綻金融機関の処理という視点から再検討するものであり、次のような知見を得ることができた。

第1に、為替会社8社の貸倒損失は合計229.9万円、貸付金残高の51.6%を占めるとともに、8社のうち5社が債務超過となっていた。東京・横浜・敦賀為替会社の3社は資産超過とされたが、名実ともに資産超過の状態にあったのは敦賀為替会社だけであった。そうした状況下、8社合計で161万円もの公的資金が損失補填のために投入された。

第2に、処分が最も困難を極めたのは東京為替会社であった。多額の貸し倒れを有していたほか、傘下の東京商社（旧東京通商会社）でも政府の要請を受けて実施した貸付金において大量の焦げ付きが発生していたからである。それゆえ、両社の処分は遅れ、東京商社は明治12年末、東京為替会社は13年5月になって解社となった。

第3に、為替会社破綻の原因として政府による過度の経営への干渉と支配が強調されることが多い。しかし、回収不能債権の実態を踏まえると、政府による損失の補填が謳われていたことを主因に為替会社・通商会社の経営者の規律意識が希薄であったこと、現代流にいうとコーポレートガバナンス体制の欠如が大きく寄与したのではないかと判断される。